

# 平成 26 年度社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会会長表彰実施要項

## 1 趣旨

長年にわたり柏崎市において社会福祉事業の増進に寄与した個人及び団体を表彰し、その功績を讃え、もって地域福祉の推進に資するものである。

## 1 表彰者

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会会長

## 2 表彰の対象

次の各号に該当し、別表に掲げる個人及び団体を対象とする。

- (1) 民生委員児童委員で功績顕著な者
- (2) 社会福祉施設の役職員でその功績顕著な者
- (3) 社会福祉協議会・民間社会福祉団体の役職員でその功績顕著な者
- (4) 善意の奉仕活動を行っている個人・団体で功績顕著な者
- (5) 社会福祉施設・団体で、その目的とする事業の活動が優秀なもの
- (6) 柏崎市社会福祉協議会に多額の金品を一時又は継続して寄付した個人・団体・企業

## 4 表彰の方法

柏崎市社会福祉協議会会長より表彰する。

## 5 表彰の除外

社会福祉事業関係の功により、過去に厚生労働大臣、新潟県知事、全国社会福祉協議会会長、新潟県社会福祉協議会会長又は柏崎市長の表彰を受けたものは表彰の対象としない。

## 6 被表彰者の推薦

原則として、団体の推薦するものとする。

## 7 表彰推薦書の様式

別紙様式1～様式5

## 8 推薦書提出期限

平成 26 年 6 月 6 日 (金)

## 9 表彰日

平成 26 年 8 月 8 日 (金)開催予定のパートナーミーティングの席上、表彰式を執り行うものとする。

## 《別表》

### 別表第 1 (第 2 条関係)

区分	推薦様式	資格及び表彰の種類
第 2 条第 1 号 (民生・児童委員)	様式 1	1 民生・児童委員の現職で、在職期間 15 年以上の功績顕著な者 2 表彰状を贈る
第 2 条第 2 号 (社会福祉施設の役職員)	様式 2	1 民間の社会福祉施設の役職員の現職で、在職期間が、役員については 10 年以上、職員については 20 年以上の功績顕著な者 2 表彰状を贈る
第 2 条第 3 号 (社会福祉協議会・民間社	様式 3	1 社会福祉協議会・民間社会福祉団体の役職員の現職で、在職期間が、役員については 10 年以上、職員については

会福祉団体の役職員)		20 年以上の者 2 表彰状を贈る
第 2 条第 4 号 (善意の奉仕活動を継続 中の個人・団体)	様式 4	1 柏崎市ボランティアセンターに登録している個人ボラン ティア・団体で、個人は 20 年以上、団体は 10 年以上活 動を継続し、現に活動中の功績顕著な者 2 表彰状を贈る
第 2 条第 5 号 (社会福祉施設・団体)	様式 5	1 社会福祉施設・団体表彰に該当するものの資格は、その目 的とする事業活動が優秀で、10 年以上継続されているも の 2 表彰状を贈る
第 2 条第 6 号 (多額の金品を寄付した 者)		1 金額及び金額換算で個人は 1 件 50 万円以上、法人・企業・ 団体は 1 件 100 万円以上とする。 2 感謝状を贈る。ただし、継続して寄付した場合は、その 都度感謝状を贈ることができる

## 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会長表彰における個人情報保護の取り扱いについて

### 1. 個人情報の利用目的・利用範囲等について

- ① 推薦書に記載された個人情報については、柏崎市社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき、取り扱います。
- ② 推薦書に記載された個人情報は、表彰状への氏名の記載、被表彰者名簿への記載等、本表彰事業にかかる目的にのみ使用いたします。
- ③ 表彰者名簿には、被表彰者の氏名、所属および住所（町名まで）を記載します。同名簿は、柏崎市社会福祉協議会長表彰の資料に収録し、表彰式参加者等の関係者に配布します。
- ④ 表彰者名簿は、本会の書類保存基準により保管し、保管期間経過後は、適切に廃棄処理をします。
- ⑤ 被表彰者（決定者）については、次年度以降の推薦事務において、被推薦者（候補者）が重複して推薦されないことを確認するため、氏名、生年月日、所属・役職等必要な事項のみをコンピューターのデータベースに登録し、永久保存をします。

### 2. 被表彰者本人への同意確認について

表彰という事業の性格上、個人情報の取得に関して推薦段階での本人通知及び使用目的への同意確認については困難があります。

については、表彰の決定後、推薦団体を通じて本人への表彰決定の伝達とともに、名簿記載に関する確認等をお願いします。

**【注意】** 表彰規程第5条により表彰の対象外となる者

- (1) 叙勲、藍綬褒章を受けた者
- (2) 厚生労働大臣、新潟県知事、柏崎市長、旧高柳町及び旧西山町から表彰を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長、新潟県社会福祉協議会長、本会会長、旧刈羽郡社会福祉協議会長、旧高柳町社会福祉協議会長及び旧西山町社会福祉協議会長から表彰を受けた者

## 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 「被表彰候補者推薦書」作成要領

- 1 推薦書は、平成26年4月1日現在で作成してください。
- 2 誤読のおそれのないよう、文字・数字（アラビア数字）等は楷書で記入してください。
- 3 推薦者は、全ての推薦書に団体名・会長名を記名捺印してください。
- 4 「候補者氏名」は、戸籍上の字体を記入し、必ず「ふりがな」を付してください。
- 5 期間を月単位で記載する場合、1か月未満の日数は切り捨てて算定してください。
- 6 「在職期間」「勤続年数」欄には、各表彰の要件に該当する役職のみの年数を通算して記入してください。ただし、民生委員児童委員の永年勤続功労者に関しては、在職期間の算定時期を同委員の改選年度に限り、11月30日で算定することができます。
- 7 個人の場合、「現住所」欄には自宅の住所を記入してください。
- 8 「表彰歴」欄には、社会福祉事業功労者として表彰されたもので、表彰年月日、表彰名（表彰内容）、功績内容（表彰区分）を記入してください。
- 9 「経歴概要」欄には、社会福祉事業に関連のあるものを記入してください。
- 10 「功績概要」欄には、表彰項目及び社会福祉事業に関連のあるものを、具体的に要領よく箇条書きで記入してください。具体的な記入の視点としては、その専門性を生かした活動に関する功績について記入をお願いします。
  - ① 専門職としての活動の実績、組織の発展やサービスの向上等に果たした功績
  - ② 行政や社協の福祉関係の委員会や検討会への参画等、地域の福祉推進における功績
  - ③ 地域に根差した福祉関係の活動や事業への協力等の功績
- 11 「参考事項」欄には、表彰を決定するうえで参考となる事項があれば記載してください。